

公立学校での宗教的装飾物と 信教の自由

中央大学准教授
柴田憲司
SHIBATA Kenji

Case

事例(1) 市立A中学校の教諭であるXは、自身が信仰する宗教上の教義に基づき、頭髪を覆うスカーフを着用することが信仰上の義務であると真摯に信じていた。そのためXは、授業中も含め勤務中は常にスカーフを着用していた。授業中にはXが生徒からスカーフの意義について尋ねられることもあり、そのたびにXは、自身の宗教上の理由である旨を簡単に答えていたが、それにより生徒や保護者の間で議論・混乱が生じたり、授業の進行等に支障が生じたりすることはなかった。こうした状況を見て、Xとは別の宗教を信仰している教諭C・Dも、それぞれの宗教上の教義において宗教的な装飾物とされる十字のネックレスを付した数珠を勤務中に着用した。これに対し、A中学校の校長Bは、公立学校で宗教的な装飾物を教諭が着用することは、公教育の宗教的中立性に反し、また批判能力に乏しい生徒の信仰に影響を与え、生徒の信教の自由を阻害する事態を生じさせる恐れがあると考え、X・C・Dに対し、数回にわたり当該装飾物を着用しないよう説得したが奏功しなかったため、「校内での宗教的装飾物の着用を禁止する」旨の職務命令（地公32条）を発した。C・Dはこの職務命令に従ったが、Xは従わず、後にXは教育委員会Eから職務命令違反を理由に戒告処分（同29条）を受けた。そこでXは、所定の手続を経たうえで、この戒告処分の取消しを求める訴えを提起し、その中でBの職務命令が信教の自由を侵害し違憲である旨を主張した。

事例(2) また、A中学校の生徒Yは、その信仰する宗教上の教義に基づき、宗教的な装飾物である金属製の短剣（ダガーナイフに類似する形状のもの）を常に携帯しなければならないと真摯に信じていた。Yは校内ではこの装飾物を服の下に身

につけており、特にこの短剣に関わる事故などは発生していなかったが、20XX年〇月△日に体育の授業のための着替えの際に誤ってこの装飾物を落としてしまい、携行が発覚した。校長Bは、校内の安全のために当該短剣の携行を禁止する必要があると考え、「危険物（人を傷つける可能性が高く、かつ授業・部活動等の学校生活に必要なものを）を校内に持ち込んではいけない」と定めるA中学校校則に反するものとして、今後は学校に携行しないようYに指導した。だがYは、この装飾物は宗教上の教義において、お守りとして片時も離すことはできないものだとして主張し、校長Bの指導に応じなかった。その後もBはYに対し、校内で定期的な上記短剣を携行しているか否かを確認したうえで、継続的に同様の指導を繰り返した。校則中には、危険物携帯禁止について指導違反が繰り返された場合には、訓告等の法的制裁（学教11条、同法施行規則26条参照）が科されうる旨の規定もあったが、校長Bは、この法的制裁は発していない。Yは、この校長Bの再三再四の指導によって精神的に重大な苦痛を強いられたとして慰謝料を求める国家賠償請求訴訟を提起し、その訴訟の中で、上記校則に基づき自身に宗教的装飾物の携行を禁止することは、自身の信教の自由を侵害し違憲であると主張した。

信教の自由の侵害に係る上記X・Yの主張は認められるか。関連する判例および想定される被告の反論を踏まえて論じなさい。なお、Xによるスカーフの着用、Yによる短剣の携行が、それぞれの信仰する宗教の教義の核心部分に当たることは公知の事実であるとする。他方、教師が宗教的装飾物を着用することによって生徒にどのような宗教上・教育上の影響があるのかについて、目下、明確な専門的知見は示されていないものとする。

I. 問題の所在

本問¹⁾ではXもYも、信教の自由(憲20条1項)の侵害を、判例を想起しながら主張することになる。想起されうる信教の自由の判例としては、加持祈禱事件(最大判昭和38・5・15刑集17巻4号302頁)、解散命令事件(最決平成8・1・30民集50巻1号199頁)、剣道受講拒否事件(最判平成8・3・8民集50巻3号469頁)などがある。またXの事案は、教育公務員への職務命令・懲戒の事案として、一連の国旗国歌起立斉唱事件(最判平成23・5・30民集65巻4号1780頁等)との類似性も見いだせる。さらにYの事案は、校則違反の事案という観点からすると、私学の事案であるがバイク制限(最判平成3・9・3判時1401号56頁)や髪型制限(最判平成8・7・18判時1599号53頁)の判例が引用する昭和女子大事件(最判昭和49・7・19民集28巻5号790頁)も関連しうる。

そして、この判例選択にも関わり、まず、なぜ本問が憲法(信教の自由)の問題になるのかを、最初に確認する必要がある。すなわち、X・Yはそれぞれ、㉗どのような国家行為によって(原因となる国家行為。問題となる法規制の仕組みの内在的理解)、どのような不利益を受けたのか(具体的不利益)、㉘それは憲法上の信教の自由の制約と評価されうる性質のものなのか(憲法の条文への包摂)、という点を明確にする必要がある²⁾。その上で、㉙その制約が憲法上いかなる場合に許容されるのかという合憲性の判断枠組み(基準・要件・考慮要素)の選択と、㉚その判断枠組みに照らして本問での制約は合憲か違憲かを具体的に検討すること(いわゆるあてはめ)が必要となる。

これら㉗～㉚を順次検討していく中で、以下に見るように、どの判例に依拠すべきかが明瞭

になると同時に、教科書類に登場する様々な知識や論点の本問にどう絡むのかを発見することも容易になりうる。論点としては、宗教への強い打ち規制か一般的中立的規制か、法令違憲か適用違憲か、信教の自由の内容、公務員の人権(Xの事案)、政教分離・法適用の平等と信教の自由との衝突、信教の自由の違憲審査基準等がある。もっとも、これらの論点の扱いが、判例と学説とで異なっている部分も多々あることに十分な注意が必要である。

とりわけ㉗㉘に関して、特に教科書類等(学説)では強調されていないこともあるが、判例読解のうえで有用たりうる視点として、「行為禁止・強制」と「制裁」との区分論がある。また、㉙㉚合憲性の判断枠組みについても、教材類では学説上の審査基準論に依拠した立論が提示されることが多い。もっともここでは、いわば制度上の「正しい」見解たる判例を使ってどこまで主張できるかという観点から、まずは考察してみたい。もちろん33頁の紹介文で示した通り、判例を補充したり批判的に再構成したりすべく、理論上の「正しさ」を追究する学説³⁾を用いることも重要な営為であり、以下でも適宜学説にも触れる。だが判例に言及すること自体は、判例を受容するにせよ批判するにせよ必須といえる。

II. 憲法上の権利制約

1. 判例・学説の現状

(1) 「行為禁止・強制」と「制裁」との区分論

X・Yが受けた不利益の内容と、その原因となる国家行為(法規制の仕組み)という観点から見ると、Xの事案では、①まず校長が職務命令を発し、②この命令違反に対する懲戒処分を教育委員会が課している。Yの事案では、①校

1) 事例(1)に関連しうるドイツ判例につき、渡辺康行『「内心の自由」の法理』(岩波書店、2019年)第1部、事例(2)に関連しうるカナダ判例につき、山本健人「カナダにおける信教の自由と合理的配慮の法理」法学政治学論究110号(2016年)209頁。

2) 本文中の記述と同一ではないが、いわゆる三段階審査における保護範囲(保護領域)と制約との「順序問題」(駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』[日本評論社、2013年]86頁)の背景に関し、石川健治『憲法解釈学における『論議の蓄積思考』樋口陽一ほか編著『国家と自由・再論』(日本評論社、2012年)15頁。あわせて、宍戸常寿「憲法上の権利」の解釈枠組み」安西文雄ほか『憲

法学の現代的論点〔第2版〕』(有斐閣、2009年)231頁、小島慎司「違憲審査の手法」横大道聡ほか編『グローバル化のなかで考える憲法』(弘文堂、2021年)349頁参照。教材類として、小山剛『「憲法上の権利」の作法〔第3版〕』(尚学社、2016年)、渡辺康行ほか『憲法1基本権』(日本評論社、2016年)58頁[松本和彦]、曾我部真裕ほか編『憲法論点教室〔第2版〕』(日本評論社、2020年)17頁[松本哲治]、220頁[赤坂幸一・片桐直人]等。

3) 公権的解釈(判例等)と非公権的解釈(学説等)につき、ハンス・ケルゼン(長尾龍一訳)『純粋法学〔第2版〕』(岩波書店、2014年)256頁以下、336頁以下。